

入札公告

次のとおり公募型企画競争入札に付します。

平成31年1月22日

経理責任者

独立行政法人地域医療機能推進機構 佐賀中部病院

院長 浅見 昭彦

1 競争に付する事項

(1) 独立行政法人地域医療機能推進機構 佐賀中部病院における売店及び自動販売機の設置・運営事業

2 設置・運営の仕様等

入札説明書及び添付資料による

3 履行期限（期間）

2019年4月1日～2024年3月31日（5年間）

*履行期限は予定であるので、交渉権者決定後、協議のうえ決定する。

4 履行場所

独立行政法人地域医療機能推進機構 佐賀中部病院

5 選定基準及び評価基準

企画書及び見積書を特定するための評価基準

①企画書の提出者の能力

同種又は類似業務の実績、その他主要業務の実績

②担当予定スタッフの能力

スタッフ数、当該業務に必要な資格及び業務経験、同種又は類似業務の実績、その他主要業務の実績

③売店及び自動販売機の設置・運営の運営方針等

売店・自動販売機の、運営方針・運営方法の妥当性、職員配置計画の妥当性、当該運営に対する取組み意欲

④運営者からの提案

企画の適格性、企画の創造性、企画の現実性

⑤賃貸料等見積の妥当性

6 競争に参加する者の必要資格に関する事項

(1) 独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則（以下「契約事務細則」という。）第5条及び第6条の規定に該当しないものであること。

(2) 厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供」のうちでA・B

- ・ C・D等級に格付された者であること。
- (3) 法人等を設立して5年以上経過しており、売店及び自動販売機の設置・運営事業について各々良好な運営実績が3年以上あること。
- (4) 法人等の財政状況、損益状況及び資金状況に問題がないこと。
- (5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載したもの、又は過去3年間において虚偽の事実を記載したものを提出したことがある者、あるいは経営状況又は信用度が極度に悪化したもの等については、競争に参加させないことがある。
- (6) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。
 - ① 厚生年金保険
 - ② 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）
 - ③ 船員保険
 - ④ 国民年金
 - ⑤ 労働者災害補償保険
 - ⑥ 雇用保険

（注）各保険料のうち⑤及び⑥については当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到達の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到達しているものに限る。）こと。
- (7) 役務の提供にかかるアフターサービス体制が整備されていることを証明できる者であること。

7 契約条項を示す場所

〒849-2855 佐賀県佐賀市兵庫南3丁目8番1号

独立行政法人地域医療機能推進機構 佐賀中部病院 総務企画課（経理）

電話 0952-28-5311（代表）

8 企画競争入札執行の場所及び日時

① 入札説明書の交付期間及び場所

平成31年1月22日（火）から平成31年2月12日（火）まで。

（ただし、行政機関の休日に関する法律「昭和63年法律第91号」第1条に規定する行政機関の休日は除く。）

② 交付場所

「7」に同じ。

③ 参加希望者の登録期限、場所及び方法

平成31年2月13日（水）15：00

入札説明書による。

④ 企画書及び見積書の提出期限

平成31年2月20日（水）15時00分

（郵送する場合には受領期限までに必着のこと。）

⑤ 開札日時及び場所

平成31年2月27日（水）佐賀中部病院 1階事務室

9 その他必要な事項

① 入札保証金及び契約保証金 「免除」

② 入札及び契約手続に使用する言語及び通貨 「日本語及び日本国通貨」

③ 入札者に要求される事項

この企画競争に参加を希望する者は、入札説明書等において定めるものを添付して受領期限内に提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、経理責任者から上記証明となるもの等について説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

④ 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

④ 契約書作成の要否 「要」

⑤ 契約の相手方の決定方法

交渉権者の決定は、有効な見積書・企画書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で、選考の参加条件が確認された競争参加者から提出された企画書等に基づいて、当病院契約審査委員会の点数評価したものと、見積書を点数評価したものの合計が最も高い競争参加者を第一交渉権者として決定する。

第一交渉権者決定後はその者と直ちに交渉をし、契約価格を決定する。ただし、交渉が不調となり、又は交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合は、経理責任者は交渉順位に従い、他の交渉権者と交渉を行うことができる。

⑥ 詳細は「入札説明書」による。